

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ 続報 2

令和8年2月5日

株式会社Emyii少額短期保険

令和8年1月21日からの大雪により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-936-058 (AI電話事故受付)

受付時間 : 24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、

連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
青森県	1月29日	青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） むつ市（むつし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 東津軽郡今別町（ひがしつがるぐんいまべつまち） 東津軽郡蓬田村（ひがしつがるぐんよもぎたむら） 東津軽郡外ヶ浜町（ひがしつがるぐんそとがはままち） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち） 上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）
	1月30日	西津軽郡深浦町（にしつがるぐんふかうらまち）

	2月2日	中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 南津軽郡藤崎町（みなみつがるぐんふじさきまち） 南津軽郡大鰐町（みなみつがるぐんおおわにまち） 南津軽郡田舎館村（みなみつがるぐんいなかだてむら） 北津軽郡中泊町（きたつがるぐんなかどまりまち） 上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）
新潟県	2月2日	小千谷市（おぢやし） 魚沼市（うおぬまし）
	2月3日	長岡市（ながおかし）
	2月4日	上越市（じょうえつし）
秋田県	2月3日	能代市（のしろし） 大館市（おおだてし） 鹿角市（かづのし） 北秋田市（きたあきたし） 鹿角郡小坂町（かづのぐんこさかまち） 北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら） 山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち）
山形県	2月4日	新庄市（しんじょうし） 最上郡舟形町（もがみぐんふながたまち） 最上郡鮭川村（もがみぐんさけがわむら）

以上